



TJ Prannarai COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110

Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) อ.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 28 (2013年4月25日発行)

皆様、こんにちは。

今回のタイ国法律改定情報は、「所得税に関する国税局長告示(第241号):“教育機関への寄付を行った場合の、所得税、付加価値税、特別事業税及び印紙税免除に関する原則、方法及び条件”」をお送りいたします。

近年、企業の社会的責任(CSR)がタイ国内でも言われるようになり、日系企業様がタイ国内の教育機関に寄付を行うケースが多くあります。今回は、寄付に対する免税についてをトピックと致しました。

所得税に関する国税局長告示(第241号)

(ประกาศอธิบดีกรมสรรพากรเกี่ยวกับภาษีเงินได้

ปลากรวยฟ้าติเบตโครมซานเปอร์คอน คียาวคัพปาร์สียูงันดาอี)

「教育機関への寄付を行った場合の、所得税、付加価値税、
特別事業税及び印紙税免除に関する原則、方法及び条件」

(เรื่อง กำหนดหลักเกณฑ์ วิธีการ และเงื่อนไข เพื่อการยกเว้นภาษีเงินได้ ภาษีมูลค่าเพิ่ม ภาษีธุรกิจเฉพาะ

และอากรแสตมป์ สำหรับการบริจาคให้แก่สถานศึกษา

ルアン カムノラッゲーン ウィティカーン เลงอันคัย ปูอาคันยอกอุเ็นปาร์สียูงันดาอี

ปาร์สียูม่อนคาร์ปุม ปาร์สียูทูลักคิตชาโป เลอาร์คอนซาเทม

ซัมราปป์คาร์นบอริชาร์คไฮเคะ ساتาร์นสัคサー)

「歳入法に基づき公布された所得税免除に関する2013年勅令(第558号)」第3条及び第4条の内容に基づき、国税局長は、教育機関への寄付を行った場合の、所得税、付加価値税、特別事業税及び印紙税の免除に関する原則、方法及び条件を、以下の通り規定する。

- 第1項 本告示において、「教育機関」とは、公的教育機関、私立学校法に基づく私立学校(但し、私立学校法に基づく非公式教育機関は除く。)又は私立高等教育機関法に基づく私立の高等教育機関をいう。
- 第2項 「歳入法に基づき公布された所得税免除に関する2013年勅令(第558号)」第3条に基づき、教育機関に寄付を行い所得控除を受ける権利を行使する一般個人又は会社又は法人パートナーシップは、当該寄付金額を、歳入法第47条(7)に基づく控除対象の寄付金又は歳入法第65条3(3)に基づく控除対象としての支出とみなすことはできない。
- 第3項 教育機関に対する寄付を行い所得控除を受ける会社又は法人パートナーシップは、当該会社又は法人パートナーシップより金銭又は財産を受領する対象であり、私立学校法に基づく私立学校事業又は私立高等教育機関法に基づく私立の教育機関事業を行う会社又は法人パートナーシップと同一グループに所属する会社又は法人パートナーシップではないこと。
- 第4項 会社又は法人パートナーシップが教育機関に寄付を行い所得控除を受ける場合において、物品を寄付する場合、所得控除は以下の原則、方法及び条件に基づき行う。
- (1) 寄付のために物品又は商品を調達する場合、会社又は法人パートナーシップは、個数及び価格が明記された当該物品又は商品の取得証拠を入手し、当該証拠に基づく価格が会社又は法人パートナーシップが所得控除を受ける権利を有する物品又は商品の価格に合致していることを証明すること。
 - (2) 会社又は法人パートナーシップが、上記の通り寄付する物品を会社又は法人パートナーシップの資産として帳簿に計上した場合、当該資産の減価償却費を控除した額を、会社又は法人パートナーシップが所得控除を受ける権利を有する価格とみなす。
 - (3) 会社又は法人パートナーシップが、販売目的で当該商品の製造を行っている又は当該商品を販売している場合、証明できる当該商品のコストを、会社又は法人パートナーシップが所得控除を受ける権利を有する価格とみなす。
- 第5項 教育機関に寄付を行い所得控除を受ける場合、教育機関から以下の証拠書類の発行を受け、審査官に提出すること。
- (1) 金銭による寄付の場合、寄付を受けた教育機関発行の領収書又は寄付を受けた教育機関発行の書面によるその他証拠。教育機関が、寄付を受けた事実を明確に証明しており、寄付の事実が確認できるものであること。
 - (2) 物品による寄付の場合、教育機関に対し物品又は商品が寄付されたことを確認できる書面による証拠。第4項に基づき、物品又は商品の価格が明記されていること。
- 第6項 本告示は、2013年1月1日より適用する。

2013年2月19日告示

国税局長

サーティット・ランカシリ

翻訳者: 高野 香 (TJ Prannarai Communication)

タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

次回は5月16日(木)です。

タイ国法律改定情報で取り上げて欲しいトピック、知りたい情報などございましたら

下記までご連絡頂けましたら幸いです。

【発行元】 TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: maeda@tjprannarai.co.th

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

日系企業様から厚い信頼を集める通訳・翻訳サービス

★通訳サービス: 半日から対応が可能です。

日本語能力検定1級の経験者が対応いたします。

★翻訳サービス: EmailもしくはFAXにて翻訳原稿をご送付頂ければ、無料にてお見積もりいたします。さまざまなご要望にお応えできますので、お気軽にご相談ください。

翻訳・通訳派遣のご用命はTJPへ